**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

国籍朝鮮、最後の住所愛知県春日井市高山町一丁目五番地一五
被相続人　亡　孫英吾こと　角　英吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十六日
名古屋市東区東片端町二三東片端サンコービル名城法律事務所
相続財産管理人　弁護士　朴　憲洙

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍滋賀県草津市東草津一丁目一三四番地四、最後の住所滋賀県草津市東草津一丁目六番四一号　被相続人　亡　竹田ゑみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十六日
事務所滋賀県大津市末広町四―五ＮＳ大津ビル三階
相続財産管理人　弁護士　黒田　啓介

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪市城東区諏訪四丁目四三五番地、最後の住所大阪市城東区中央二丁目一四番Ｄ―九〇七号　被相続人　亡　宮本　芳雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十六日
大阪市北区西天満四―三―二五梅田プラザビル別館九〇二
相続財産管理人弁護士　中　紀人

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県洲本市炬口一丁目三番、最後の住所兵庫県洲本市炬口一丁目三番二六号
被相続人　亡　武田　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十六日
神戸市中央区京町七五番一　京町栄光ビル五階
相続財産管理人　吉田　裕樹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県明石市大久保町山手台一丁目六四番地、最後の住所兵庫県明石市大久保町山手台一丁目六四番地　被相続人　亡　吉川美津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十六日
神戸市中央区京町七五番一　京町栄光ビル五階
相続財産管理人　吉田　裕樹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県洲本市本町一丁目四二八番地、最後の住所兵庫県尼崎市武庫之荘七丁目二七番九号　被相続人　亡　市村　政江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十六日
神戸市中央区京町七五番一　京町栄光ビル五階
相続財産管理人　吉田　裕樹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県多可郡重春村ノ内板波村一番屋敷、最後の住所不明
被相続人　亡　藤原　廣吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十六日
兵庫県西脇市黒田庄町前坂一八九六番地
相続財産管理人　谷口　栄一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍鳥取県鳥取市湖山町一五九四番地、最後の住所鳥取県鳥取市赤子田四五一番地美和あすなろ　被相続人　亡　尾崎美惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十六日
鳥取県倉吉市駄経寺町二―五牧田ビル二階
相続財産管理人　弁護士　辻本　周平

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岡山県津山市鉄砲町二四二五番地二、最後の住所岡山県久米郡美咲町書副一八二番地二ひかり学園さつきの丘内
被相続人　亡　松尾　惠治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十六日
岡山県真庭市五名一六七一番地
相続財産管理人　新田　孝

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍鹿児島県薩摩郡さつま町鶴田三四四〇番地、最後の住所宮崎県都城市都北町四九九五番地二　被相続人　亡　市來　貴久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十六日
宮崎県都城市上町一三―一八都城ＳＴビル六階吉谷法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉谷　友和

---

**第４期決算公告**　平成21年12月16日
北海道釧路市入舟６丁目３番25号
**金井漁業株式会社**
代表取締役　中山　宗基
**貸借対照表の要旨**
（平成21年９月30日現在）（単位：百万円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,006 |
| | 固定資産 | 3,380 |
| | 合計 | 4,386 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 1,089 |
| | 固定負債 | 2,951 |
| | 株主資本 | 346 |
| | 資本金 | 80 |
| | 資本剰余金 | 70 |
| | 資本準備金 | 70 |
| | 利益剰余金 | 196 |
| | その他利益剰余金 | 196 |
| | （うち当期純利益） | (14) |
| | 合計 | 4,386 |

**第５期決算公告**
平成21年12月16日
東京都千代田区丸の内三丁目２番３号
**ナノハナ・ファンディング・コーポレーション**
日本における代表者　内山隆太郎
**貸借対照表の要旨**（平成21年７月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 2,813,206 |
| | 固定資産 | 8,579,591 |
| | 資産合計 | 11,392,798 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 11,392,058 |
| | 株主資本 | 740 |
| | 資本金 | 26 |
| | 利益剰余金 | 714 |
| | その他利益剰余金 | 714 |
| | （うち当期純利益） | (313) |
| | 負債・純資産合計 | 11,392,798 |

**第８期決算公告**
平成21年12月16日
東京都千代田区丸の内三丁目２番３号
**ワイヤス・ファンディング・コーポレーション**
日本における代表者　内山隆太郎
**貸借対照表の要旨**（平成21年７月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 4,619,383 |
| | 固定資産 | 0 |
| | 資産合計 | 4,619,383 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 4,608,557 |
| | 株主資本 | 10,826 |
| | 資本金 | 125 |
| | 利益剰余金 | 10,701 |
| | その他利益剰余金 | 10,701 |
| | （うち当期純利益） | (4,678) |
| | 負債・純資産合計 | 4,619,383 |